

# 別紙 1

## 宝塚市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 宝塚市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び宝塚市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宝塚市移住支援金交付要綱に基づき、宝塚市移住支援金の全額又は半額を返還します。

No.	事由	返還額
①	虚偽の申請等をした場合	全額
②	宝塚市移住支援金の申請日から3年未満に、宝塚市から転出した場合	全額
③	宝塚市移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合	全額
④	県が実施する起業支援事業の交付決定を取り消された場合	全額
⑤	宝塚市移住支援金の申請日から3年以上5年以内に宝塚市から転出した場合	半額

※②又は⑤に該当する場合において、移住支援事業を実施する兵庫県内の他の市町（当該市町において移住支援事業の対象となる地域を特に定めている場合にあつては、当該地域に限る。）に転出したときは、返還すべき額の4分の3に相当する金額については返還を求めません。